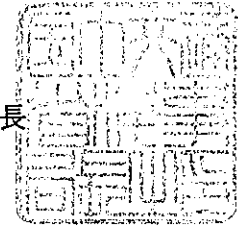


国海産第828号-4

令和3年1月20日

一般社団法人日本船用工業会会長 殿

国土交通省海事局長



日本産業規格の改正について

下記のとおり令和3年1月20日付で日本産業規格が改正されたので、通知します。

記

改正された日本産業規格

F 2 0 2 5	ケーブルクレンチ
F 2 3 1 7	船用アレージホール
F 7 4 2 5	船用鑄鉄弁
F 7 4 2 6	船用鑄鋼弁
F 7 4 2 7	船用青銅弁
F 7 5 0 5	船用球状黒鉛鑄鉄（ダクタイル鑄鉄）弁
F 8 5 2 3	船用電気式エンジンテレグラフ船用筒形サイトグラ ス

以上



令和3年1月20日に下記日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和3年1月20日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

ケーブルクレンチ

船用アレージホール

船用鋸鉄弁

船用鋸鋼弁

船用背銅弁

船用球状黒鉛鋸鉄（ダクタイル鋸鉄）弁

船用電気式エンジンデレクラフ

（内容省略）

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び中継総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。